# 令和6年度新事業展開テイクオフ伴走支援

# 伴走支援仕様書

# 1 新事業展開テイクオフ伴走支援

#### 1-1 事業の目的

原油価格・物価高騰や円安、人手不足等により先行きを見通すことの難しい経営環境の中、中小企業においても事業の変革が必要です。しかし、「新しい事業の柱をつくらないと」と思いつつ、何から手をつけたらいいのだろうと考えておられる事業者も多いのではないでしょうか。

本事業は、大阪府で新規事業に取り組む中小企業等を対象に、支援機関と連携し伴走支援を実施することで、一歩を踏み出すためのきっかけを提供します。また、この支援の過程を大阪府域へ発信することで、新たなチャレンジャーを増やす好循環を生み出すことを目的としています。

## 1-2 支援機関が申請者に対して支援する内容

- ・申請者が支援機関(金融機関、商工会・商工会議所、税理士、中小企業診断士、クリエイター等)のアドバイスを受けて策定した「計画・進捗管理表」(採択後に作成)に基づき、新規事業の実現に向けて伴走支援を行います。管理表でやるべきことを可視化し、必要に応じて適切な専門家が加わりサポートを行うことで事業の成長を加速させます。
- ・伴走支援開始後は、進捗状況の確認及び事業の推進のために必要な事項を協議するため、申請者・支援機関において期間内に18回以上の支援(対面やオンラインによる打合せ、電話・メール等)を行っていただきます。
- ・伴走支援開始後、採択事業者、伴走支援機関、大阪産業局コーディネーターの3者による打ち合わせの実施が必要です。採択月(8月予定)中のキックオフミーティングの実施を含め、支援期間中に計3回実施してください。(必要に応じて大阪産業局事業等の活用提案を行うことで、新規事業計画の実現をサポートするために実施いたします。)
- ・伴走支援開始後は、進捗状況の確認及びプロジェクト推進のために必要な事項を協議するため、支援機関 と公益財団法人大阪産業局との間で月1回以上の打合せを行っていただきます。
- ・府が別に実施する「令和6年度新事業展開テイクオフ補助金」の採択を受けた事業者は、「伴走支援機関等による執行状況の確認を受けること」となっています。補助金の適切な執行管理にご協力ください。なお、補助金の執行管理に関する支援も、上記回数にカウントいただけます。
- ・伴走支援先事業者が「令和6年度新事業展開テイクオフ補助金」の交付を受けている場合、事業者が伴走 支援機関へ支払う経費は補助金の対象にならない場合があります。(「令和6年度 新事業展開テイクオフ 補助金 募集要項」8ページに記載。)
- ・本事業は、支援機関による伴走支援を基本とし、公益財団法人大阪産業局が直接的な支援を行うものではありませんので、あらかじめご承知ください。

# 1-3 新規事業の事例(一例)

- ・ 新商品、新サービスの開発
- ・ 取引先開拓の取組
- 商品販売のためのECサイト作成
- 新事業展開をめざした補助金申請及び申請事業の実施

• B to BからB to Cへ新営業手法の確立

# 1-4 謝金の支払いについて

- ・伴走支援にあたって発生する費用として、別途定める謝金を公益財団法人大阪産業局より支援機関にお支 払いします。
  - ※謝金のお支払いにあたっては、毎月、支援実績報告書の提出が必要となります。
- ・上記謝金以外の新事業展開に伴う費用 (原材料費、研究費、設備投資費用等) は、事業者の負担となります。

# 1-5 支援期間について

・伴走支援期間は採択日(8月上旬予定)~2025年2月28日(金)です。

# 1-6 その他

・本事業の参加により、大阪府の製品・サービスの購入において有利な取り扱いを受けられるものではあり ません。

# 2 支援機関について

#### 2-1 支援機関の要件

以下のすべてに該当するものとします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分 な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する活動を行う等、支援機関として不適切な者でないこと。
- ⑦ 中小企業・小規模事業者支援及び支援機関への支援の実績を有すること。

※伴走支援機関は「令和6年度新事業展開テイクオフ支援事業」における伴走支援、補助金交付を受けることはできません。

#### 2-2 支援機関の登録

・ 伴走支援を行っていただくにあたり、支援機関の登録が必要です。別添の「支援機関登録書」を公益財団 法人大阪産業局に提出してください。ただし、認定経営革新等支援機関、新事業支援-Vチャレンジ-、令 和4年度テイクオフ伴走支援、令和5年度新事業展開テイクオフ支援事業において、既に支援機関として 登録が済んでいる方は登録は不要です。

#### 3 スケジュール

項目	日時
申請者の募集	令和6年6月3日(月)から令和6年6月
	28日(金)17:00まで
専門家による書類審査	~令和6年7月下旬
採択・伴走支援スタート	令和6年8月上旬以降
伴走支援終了	令和7年2月28日(金)

# 4 注意事項

### 4-1 個人情報等

伴走支援における個人情報及び法人情報は、大阪府及び公益財団法人大阪産業局が令和6年度新事業展開テイクオフ伴走支援、令和6年度新事業展開テイクオフ補助金の運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。 また、承諾なく第三者に提供することはありません。

## 4-2 伴走支援概要の公表等

新事業展開に必要な知識・ノウハウやコツの共有を図り、大阪府内の新事業展開に取り組む企業等を後押しするため、新事業展開テイクオフのwebサイトやfacebook等で事業者名を公表し、成果等について広くPRします。また、公表する成果等の範囲については事前に相談させていただきます。

#### 4-3 その他

# ① 事業報告

支援機関には、支援期間中及び支援が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、伴走支援の 成果等について、報告書の提出依頼および訪問ヒアリングを行う場合があります。その際はご協力をお願 いします。

#### ② 知識経験等の還元

新事業展開に必要な知識・ノウハウやコツの共有を図り、大阪府内の新事業展開に取り組む企業等を後押しするため、講演講師やSNSでの情報発信など求めることがあります。

#### ③ 募集要項の確認

伴走支援を行っていただくにあたり「令和6年度新事業展開テイクオフ伴走支援募集要項」も併せてご確認ください。

# 5 お問い合わせ先(伴走支援について)

公益財団法人 大阪産業局内 令和6年度新事業展開テイクオフ伴走支援事務局

連絡先 : 06-4256-3501 Email : chiiki\_to@obda.or.jp

受付時間:9:45~17:00まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)